

美川リハデイ 周布店 利用契約書

指定通所介護

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章	総則
第1条	契約の目的
第2条	契約期間
第3条	通所介護計画の決定・変更
第二章	サービスの利用と料金の支払い
第4条	サービス利用料金の支払い
第5条	利用の中止、変更、追加
第6条	利用料金の変更
第三章	事業所の義務
第7条	事業所及びサービス従事者の義務
第8条	守秘義務等
第四章	契約者の義務
第9条	契約者の利用上の注意義務等
第五章	損害賠償(事業所の義務違反)
第10条	損害賠償責任
第11条	損害賠償がなされない場合
第12条	事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能
第六章	契約の終了
第13条	契約の終了事由、契約終了に伴う援助
第14条	契約者からの中途解約
第15条	契約者からの契約解除
第16条	事業所からの契約解除
第17条	精算
第七章	その他
第18条	苦情処理
第19条	緊急時の対応
第20条	協議事項

_____(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 浜田福祉会は、契約者が美川リハデイ周布店(以下「事業所」という。)において、事業所から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業所は、介護保険法令及びこの契約書の趣旨に従い、契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「通所介護」を提供します。
- 2 事業所が、契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は「指定通所介護」重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という。)に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (個別サービス計画の決定・変更)

- 1 事業所は、契約者に係る居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」という。)が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業所は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業所は、契約者に対して、居宅介護支援事業者紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業所は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業所は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業所は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第4条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は事業所からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業所に対し利用料金を支払います。

2 紙パンツ・紙オムツ・尿取パット等の不足を事業所が貸出した場合は、現物で返却していただきます。

事業者は契約者に当月の請求書を月末締めで、翌月20日までに配布します。基本的には利用時持参する透明ケースに入れて配布致します。また、配布期間内の利用が無い場合は郵送致します。

3 契約者は、当月分料金の合計額を翌月の月末までに支払うものとします。

4 前項の支払いは、持参払い、振込み払い、自動引落としとします。

指定金融機関及び口座番号は

- | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|---------------|
| (1) | 島根県農業協同組合 | 浜田西支店 | 普通 | 4049687 |
| (2) | 山陰合同銀行 | 長浜出張所 | 普通 | 2188442 |
| (3) | 日本海信用金庫 | 長浜支店 | 普通 | 0165543 |
| (4) | 浜田内田郵便局 | | | 01360-6-22385 |

第5条 (利用料金の変更)

1 第4条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金の変更が生じた場合は、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の料金を説明の上、変更後の利用料金を請求することができるものとします。

2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第6条 (利用日の中止・変更・追加)

1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に出し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に体調不良・私用等正当な事由により利用の中止を申し出る場合は、午前の部は午前7時45分から8時30分までに、午後の部は7時45分から12時30分までに事業者へ連絡するものとします。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示し、担当の居宅介護支援専門員を含めて協議するものとします。

第三章 事業所の義務

第7条 (事業所及びサービス従事者の義務)

1 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業所は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業所は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業所及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た契約者又はその家族等に関する事項を漏洩することがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業所は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 前3項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書（重要事項説明書）により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 5 第1項の規定に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第四章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。また、利用するにあたっては事業所の職員の指示に従います。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族と事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業所の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業所は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第5条第2項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合

三 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第15条 (契約者からの契約解除)

- 1 契約者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める「通所介護」サービスを実施しない場合
 - 二 事業所もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

第16条 (事業所からの契約解除)

- 1 事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第4条第1項・第2項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 契約者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条 (精算)

- 1 第13条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第18条 (苦情処理)

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条 (緊急時の対応)

- 1 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及びその家族並びに担当の介護支援専門員に連絡するとともに、必要な

措置を講じます。

第20条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の通り、指定通所介護事業に関する契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所	島根県浜田市内村町365番地7
	事業者名	社会福祉法人 浜田福社会
	代表者氏名	津野章

契約者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理契約者	住所	_____
	氏名	_____ 印

